

藤田菜々子先生へのコメント ——歴史人口学的視点から

立正大学 高橋美由紀
@立正大学経済研究所公開講座
2024.11.20

本日のご講演 ミュルダール、スウェーデン経済学者の意義

- スウェーデンの経済学者は世論や政治に強い影響を持ち、それらの展開に積極的に関与した、すなわち「**社会をつくった**」

(藤田『社会をつくった経済学者たち』)

- 経済と福祉を両立させる「**スウェーデン・モデル**」

➡ **若年層**を中心とした人的資本への投資

- 福祉国家 ➡ 福祉社会 / 福祉世界 へ

人口の増加・減少を考えるにあたって

人口学的方程式

- 人口増加 = 自然増加 + 社会増加
 - 自然増加 = 出生数 - 死亡数
 - 社会増加 = 流入数 - 流出数

なぜ、人口は減少したか？

- 流入数減少？流出数増加？
- 出生数減少？死亡数増加？

内容確認など

- パネル7 ② 人口の質？
→ 優生的な観点か、あるいは生活の質という話か
- パネル7 ③ 「**現物**給付」とは、具体的に何を指しているか
- 少子化は本当に問題か？ 問題とすべきは人口の年齢別構成ではないか
- 国家が行う福祉で大丈夫か。企業の役割は？

福祉政策の現代日本への適用は可能か？

大前提として「少子化対策」として考えられている生活の質の向上は「対策」以前に社会にとって必要

1. 財源をどうするか
2. どのような形態での福祉が望まれるか
 - ◆ 現金 or 現物
 - ➡日本の低所得者への現金給付
 - ➡大学無償化
3. 高負担に国民はすぐに納得するか
4. スウェーデンと日本とでは文化的相違があり、同様の対処は難しいか？結婚に否定的な若者の増加？

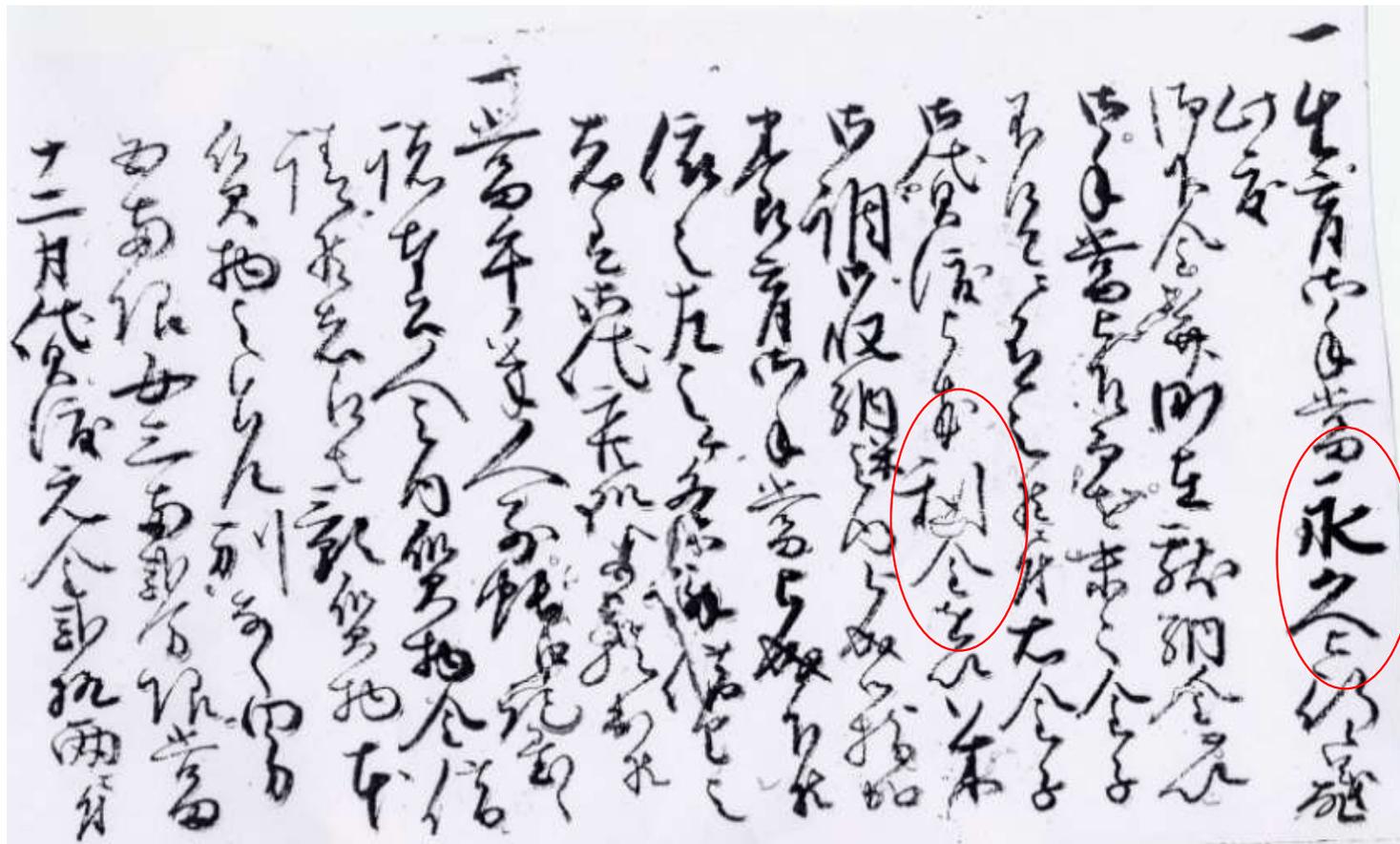
人口維持・増加は江戸時代の藩にとっても急務

- 近世版「子ども（児童）手当」：「赤子養育仕法」
 - 陸奥国二本松藩における赤子養育仕法の例
 - 財源：藩からの下賜金と豪商豪農からの献金を一般領民へ貸し付け、その利子で買い付けた米を養育手当とする。
 - 対象：裕福な者は除外。引越し移入者は居住4年目から適用等。
 - 養育手当資格：11歳未満の子供が二人以上等。
 - 手当：米、衣類、金等。
 - 支給日：4月と10月の2回。



少子化

赤子養育仕法の内容 (二本松藩の場合：今泉家文書)



赤子養育仕法（近世東北各藩中心）

- 赤子が生まれた場合、兄姉の年齢や数、その世帯の経済事情を考慮して、金銭や米を支給
- 有力商人からの拠出金を、奉公人や、嫁取りを控えている男性に貸し与えて利子を取り、それを運用（仕法永続のため）
- 二本松藩の人口減少に歯止めはかかるが、これらの施策が奏功したというより、重要なのは「子どもを育てられる環境」

養蚕・製糸業などによる生活水準の上昇

最後に...高齢者の問題は？

- 今回は少子化についてだったが、日本には待った無しの「高齢化」の問題がある。
- これに関して、スウェーデン、あるいはミュルダールは何らかの示唆を与えているか ➡ 高齢者への福祉／年金については？
- 「高水準の福祉は豊かな社会における個人の自由を支えるために必要」(『社会～』350頁)には、「老後」も含まれるのか